茅野市犯罪被害者等支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、茅野市犯罪被害者等支援条例(令和6年茅野市条例第11号)第11条 の規定に基づき、犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者に対し、予算 の範囲内で茅野市犯罪被害者等支援金(以下「支援金」という。)を支給することに関し、茅野市補助金等交付規則(昭和39年茅野市規則第6号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において 行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第 37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むもの とし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行 為を除く。)をいう。
 - (2) 犯罪被害 犯罪行為(被害届等により被害を受けたことが確認できるものに限る。) による死亡又は重傷病をいう。
 - (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
 - (4) 遺族 犯罪被害者が犯罪行為により死亡したときにおいて次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - イ 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、 父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹(以下「生計維持遺族」という。)
 - ウ イに該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (5) 重傷病 負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が1箇月以上で、かつ、3日以上の入院を要する(精神疾患である場合は、療養に要する期間が1箇月以上で、かつ、3日以上の労務に服することができない程度であることを要する。)と医師に診断されたものをいう。
 - (6) 市民 市内に住所を有する者、市内に居住する者及びこれに類する者であると市長 が認める者をいう。
 - (7) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合にあってはその遺族が警察等からの連絡によりその死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病を負った場合にあっては医師の診断により重傷病であると診断された日をいう。

(支援金の種類、支給額及び支給対象者)

第3条 支援金の種類、支給額及び支援金の支給対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、次の表のとおりとする。

種類	支給額	支給対象者
遺族	30万円 (既に重傷病支援金	犯罪被害者のうち死亡した者の第1順位遺族

支援金	の支給を受けた者が、当該重	(次条第1項の規定による第1順位の遺族をい
	傷病支援金の受給に係る犯	い、重傷病支援金の支給を受けた後死亡した犯罪
	罪行為に起因して死亡した	被害者の遺族を含む。以下同じ。)であって、当
	場合にあっては20万円)	該犯罪行為が行われたときにおいて市民であっ
		た者その他市長が必要と認める者
重傷病	10万円	犯罪被害者のうち重傷病を負った者であって、
支援金		当該犯罪行為が行われたときにおいて市民であ
		った者その他市長が必要と認める者

(遺族の順位)

- 第4条 遺族支援金の支給を受けることができる遺族の順位は、第2条第4号アからウまでの順序とし、同号イ及びウに掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該規定に掲げる順序とする。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にするものとする。
- 2 犯罪被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、当該子は、その母が犯罪被害者の死亡の当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては第2条第4号イの子と、その他のときにあっては同号ウの子とみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第1順位遺族が遺族支援金の申請をしない場合又は第1順位遺族が遺族支援金の支給対象者でない場合は、第2順位以降の遺族は、当該支援金の申請をすることができない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族支援金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族支援金の支給を受けることができる遺族としない。

(支援金を支給しないことができる場合)

- 第5条 市長は、次に掲げる場合には、支援金を支給しないことができる。
 - (1) 他の地方公共団体から同種の支援を受けたことがあるとき。ただし、長野県が実施する犯罪被害者等見舞金に係る給付は除く。
 - (2) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に3親等以内の親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があったとき。ただし、当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又は次のアからウまでのいずれかに該当する場合を除く。
 - ア 犯罪被害者が18歳未満の者で重傷病支援金を受給する立場であった場合又は犯罪 被害者が18歳未満の者を監護していた場合
 - イ 犯罪被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者に該当する者であって、その加害者に対し同法第13条の規定による保護命令が発せられている場合
 - ウ 当該犯罪行為が、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合
 - (ア) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待と認められる場合

- (イ) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年 法律第124号)第2条第3項に規定する高齢者虐待(同条第4項第2号に掲げる行 為を除く。)と認められる場合
- (ウ) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年 法律第79号)第2条第2項に規定する障害者虐待(同条第6項第2号に掲げる行 為を除く。)と認められる場合
- (3) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (4) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する 暴力団に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であったとき。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、犯罪被害者又は第1順位遺族が加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通念上適切でないと市長が認めるとき。

(支援金の支給の申請等)

- 第6条 遺族支援金の支給を受けようとする支給対象者(当該者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合にあっては、その者の法定代理人。以下「遺族支援金支給対象者」という。)は、茅野市犯罪被害者等支援金(遺族支援金)支給申請書兼請求書(様式第1号)及び犯罪被害申告書(様式第2号。以下「申告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認することができるときは、その書類の添付を省略させることができる。
 - (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
 - (2) 遺族支援金支給対象者が、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、市内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類の写し(住民票、戸籍の附票、身分証明書等)
 - (3) 遺族支援金支給対象者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる書類の写し(戸籍の謄本又は抄本)
 - (4) 遺族支援金支給対象者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類の写し(犯罪被害者及び遺族支援金支給対象者の親族、友人、隣人等の申述書及び戸籍の謄本又は抄本等)
 - (5) 遺族支援金支給対象者が配偶者(婚姻の届出をしていないが、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類の写し(先順位の人の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本)
 - (6) 遺族支援金支給対象者が生計維持遺族であるときは、犯罪被害の原因となった犯罪 行為が行われたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を 証明することができる書類の写し(犯罪被害者の収入を証明する資料、預金通帳、家

賃・光熱費等の領収書等)

- (7) 遺族支援金の支給を受けるべき第1順位遺族が2人以上あるときは、茅野市犯罪被害者等支援金(遺族支援金)受給代表者決定申出書(様式第3号)
- (8) 代理申請を行う場合にあっては、代理人であることを証明する書類の写し(法定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状)
- (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 重傷病支援金の支給を受けようとする支給対象者(当該者が未成年者である場合又は やむを得ない事情により申請ができない場合にあっては、その者の法定代理人。以下「重 傷病支援金支給対象者」という。)は、茅野市犯罪被害者等支援金(重傷病支援金)支 給申請書兼請求書(様式第4号)及び申告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出し なければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等 で確認することができるときは、その書類の添付を省略させることができる。
 - (1) 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書の写し(受傷日、療養期間、入院日数(精神疾患である場合は、労務に服することができない日数)及び病名を明記したものに限る。)
 - (2) 重傷病支援金支給対象者が、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、市内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類の写し(住民票、戸籍の附票、身分証明書等)
 - (3) 代理申請を行う場合にあっては、代理人であることを証明する書類の写し(法定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状)
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(申請等の期限)

第7条 前条の規定による申請(重傷病支援金の支給を受けた者が、遺族支援金の支給を 受ける場合における申請を含む。)は、犯罪被害を知った日から1年を経過したとき又 は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、申 請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めると きは、この限りでない。

(支給の決定等)

- 第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の 支給の可否を決定し、速やかに、茅野市犯罪被害者等支援金支給(不支給)決定通知書 (様式第5号)により、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する審査に際し、同項の申請を行った者その他関係者に対し、当 該申請に係る状況等について調査をすることができる。
- 3 市長は、第1項に規定する審査に際し、必要があると認めるときは、警察その他関係 機関への照会を行うことができる。
- 4 前項の規定は、第1項に規定する支援金を支給する旨の決定(以下「支給決定」という。)後においても適用があるものとする。

(支給決定の取消し)

第9条 市長は、支給決定を受けた者がこの告示に定める支援金の支給の資格を有しない ことが判明したときは、当該支給決定を取り消すことができる。 2 市長は、支給決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該支給決定を受けたと 認めるときは、当該支給決定を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第10条 前条の規定により支給決定を取り消した場合において、既に支援金が支給されているときは、当該支援金の支給を受けた者は、市長が定める日までに支援金を返還しなければならない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪被害について適用する。

茅野市犯罪被害者等支援金(遺族支援金)支給申請書兼請求書

(宛先) 茅野市長

申請(請求)者 住 所 氏 名 生年月日 電話番号

茅野市犯罪被害者等支援金(遺族支援金)の支給を受けたいので、茅野市犯罪被害者等 支援金支給要綱第6条の規定により、次のとおり必要な書類を添えて申請及び請求します。

1	犯罪被害者の住所及び氏名 住所 氏名	
2	犯罪被害者との続柄 □配偶者 □子 □父母 □孫 □祖父母 □兄弟姉妹 □その他()
3	他の地方公共団体から同種の支援を受けたことの有無 口なし 口あり ()
4	犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との3親等以内の親族関係 □なし □あり()
5	犯罪被害者による犯罪行為を誘発する行為、その他犯罪被害者の責めに帰の有無 □なし □あり	すべき行為
6	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定員ではなく、かつ、同条第2号に規定する暴力団に協力し又は関与する等の有無□なし □あり	
7	遺族支援金の支給後に、犯罪行為による被害でないと判明した場合又は茅害者等支援金支給要綱第9条の規定による取消しを受けた場合は、第10条り既に支給を受けた遺族支援金を速やかに返還します。 □はい □いいえ	野市犯罪被 の規定によ
8	代理申請(代理申請を行わない場合は、記載不要) 住 所 氏 名 生年月日 電話番号 代理申請をする理由()
9	申請・請求金額 金 円	
10	遺族支援金の支給に係る申請に際し、提出書類により証明すべき事実をする公簿等により確認することについての同意の有無 □ 同意します □ 同意しません	市が保有

12 添付書類(次のうち、必要なもの) 要否 チェック欄 必要書類 犯罪被害申告書(様式第2号) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び 死亡の年月日を証明することができる書類の写し 必須書類 申請者が犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、市内に住 所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類の写し(住民 票、戸籍の附票、身分証明書等) 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる 書類の写し(戸籍の謄本又は抄本) 申請者が犯罪被害者と事実婚の関係である場合 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害の原因となった犯 罪行為が行われたときにおいて、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であ るときは、その事実を認めることができる書類の写し(犯罪被害者及び申請者 の親族、友人、隣人等の申述書及び戸籍の謄本又は抄本等) 申請者が配偶者以外である場合 該当する場合に添付が必要な書類 申請者が配偶者(婚姻の届出をしていないが、犯罪被害の原因となった犯罪行 為が行われたときにおいて、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。) 以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類 の写し(先順位の人の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本) 申請者が生計維持遺族である場合 申請者が生計維持遺族であるときは、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行わ れたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を証明 することができる書類の写し(犯罪被害者の収入を証明する資料、預金通帳、 家賃・光熱費等の領収書等) 第1順位遺族が複数いる場合 遺族支援金の支給を受けるべき第1順位遺族が2人以上あるときは、茅野市犯 罪被害者等支援金(遺族支援金)受給代表者決定申出書(様式第3号) 代理申請を行う場合 代理人であることを証明する書類の写し(法定代理人の場合は戸籍謄本等、任 意代理人の場合は委任状) その他市長が必要と認める書類

11 遺族支援金の支給に係る審査に際し、市が警察その他関係機関へ照会を行うこと及 び警察その他関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報を市に提供することに

□ 同意しません

□のある欄は、該当する項目□にレ印を付してください。 **※**

13 振込先

ついての同意の有無 □ 同意します

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く。)	支 店	預金種目	口座番号(右詰めでご記入ください。)
		普通	
銀行・金庫・農協	本店・支店・出張所	当座	
ゆうちょ銀行	店番	預金種目	番 号(右詰めでご記入ください。)
貯金通帳の見開き下に記載		普通	
された振込口座の店番・番			
号を記入してください。		当座	
(フリガナ)			*必ず記入してください。
口座名義人			

犯罪被害申告書

(宛先) 茅野市長

申告者住所 申告者氏名 犯罪被害者との続柄 電話番号

茅野市犯罪被害者等支援金支給要綱第6条の規定により、次のとおり申告します。

犯罪被害の概要

ふりがな				
犯罪被害者の氏名				
犯罪被害者の生年月日		年	月	日
犯罪被害者の住所	T			
犯罪被害が発生した日				
犯罪被害を知った日※				
犯罪被害を受けた場所				
加害者の罪名				判明していない場合は、記載不要
犯罪被害の概要				
被害届の提出	有 · 無	届出	警察署	警察署
被害届提出日				

※犯罪被害者が死亡した場合にあってはその遺族が警察等からの連絡によりその死亡の事実を知った日、犯罪被害者が重傷病を負った場合にあっては医師の診断により重傷病であると診断された日

茅野市犯罪被害者等支援金(遺族支援金)受給代表者決定申出書

(宛先) 茅野市長

(代表者) 住 所氏 名(署 名)犯罪被害者との続柄電話番号

私は、遺族支援金の支給対象者である第1順位遺族を代表し、遺族支援金を受給する 者に指定されたことを申し出ます。

なお、下記第1順位遺族以外に新たな第1順位遺族が判明した場合は、代表者の責任 において解決します。

記

私は、上記代表者が遺族支援金を受給することに同意します。			
上記代表者以外の 第 1 順位遺族 (署名・押印)	犯罪被害者 との続柄	住所	連絡先
•			
•			

第1順位遺族である者のうち、上記欄に署名等ができない者の理由等(未成年者又は所 在不明等)については、下記のとおり申し出ます。

第1順位遺族氏名	犯罪被害者 との続柄	署名できない理由

茅野市犯罪被害者等支援金(重傷病支援金)支給申請書兼請求書

(宛先) 茅野市長

 申請(請求)者
 住
 所

 氏
 名

 生年月日
 電話番号

茅野市犯罪被害者等支援金(重傷病支援金)の支給を受けたいので、茅野市犯罪被害者

等支 す。	接金支給要綱第6条の規定により、次のとおり必要な書類を添えて申請及び請求し	ま
1	犯罪被害者の住所及び氏名 住所 氏名	
2	他の地方公共団体から同種の支援を受けたことの有無 □なし □あり ()	
3	犯罪被害者と加害者との3親等以内の親族関係 □なし □あり ()	
4	犯罪被害者による犯罪行為誘発行為、責めに帰すべき行為の有無 □なし □あり	
5	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力員ではなく、かつ、同条第2号に規定する暴力団に協力し又は関与する等密接な係の有無 □なし □あり	
6	重傷病支援金の支給後に、犯罪行為による被害でないと判明した場合又は茅野市犯被害者等支援金支給要綱第9条の規定による取消しを受けた場合は、第10条の規定より既に支給を受けた重傷病支援金を速やかに返還します。 □はい □いいえ	.罪 .に
7	代理申請(代理申請を行わない場合は、記載不要) 住 所 氏 名 生年月日 電話番号 代理申請をする理由()
8	申請・請求金額 金 円	
9	重傷病支援金の支給に係る申請に際し、提出書類により証明すべき事実を市が保する公簿等により確認することについての同意の有無 □ 同意します □ 同意しません	有

11 添付書類	頁	
要否	チェック欄	必要書類
必須書類		犯罪被害申告書(様式第2号)
		重傷病に該当することが証明できる医師の診断書の写し(受傷日、療養期間、入院日数(精神疾患である場合は、労務に服することができない日数)及び病名を明記したものに限る。)
		申請者が犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時に おいて、市内に住所を有していた者又は居住していた者であ ることを証明する書類の写し(住民票、戸籍の附票、身分証 明書等)
必合該要ない。		代理人による代理申請を行う場合 代理人であることを証明する書類の写し(法定代理人の場合 は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状)
な添す 書付場 類が場		その他市長が必要と認める書類

10 重傷病支援金の支給に係る審査に際し、市が関係者及び警察その他関係機関へ照会を行うこと及び警察その他関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報を市に提供することについての同意の有無 □ 同意します □ 同意しません

12 振込先

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く。)	支 店	預金種目	口座番号(右詰めでご記入ください。)
銀行・金庫・農協	本店・支店・出張所	普通 当座	
ゆうちょ銀行	店 番	預金種目	番 号(右詰めでご記入ください。)
貯金通帳の見開き下に記載さ れた振込口座の店番・番号を		普通	
記入してください。		当座	
(フリガナ)		*必ず記入	してください。
口座名義人			

※ □のある欄は、該当する項目□にレ印を付してください。

 第
 号

 年
 月

 日

様

茅野市長印

茅野市犯罪被害者等支援金支給(不支給)決定通知書

年 月 日付けで申請及び請求のあった茅野市犯罪被害者等支援金について、次のとおり決定したので、茅野市犯罪被害者等支援金支給要綱第8条第1項の規定により通知します。

□ 支給

支援金の種類	□遺族支援金 □重傷病支援金
支援金の額	円
支給予定日	年 月 日
□ 不支給	
理由	

※支援金の支給後に、犯罪行為による被害でないこと、茅野市犯罪被害者等支援金支給要綱第3条に定める支給の対象者でないこと、第5条に定める支給しないことができる場合に該当すること、又は第9条に定める支給決定の取消しの規定に該当することが判明した場合は、第10条の規定に基づき、既に支給を受けた支援金の返還を求めるものとし、市長が定める日までに支援金を返還しなければなりません。